

令和7年（行ウ）第36号

原告 豊橋市長長坂尚登

被告 豊橋市議会

証拠説明書（2）

令和7年11月7日

名古屋地方裁判所民事9部 御中

被告訴訟代理人

弁護士 加毛 修

弁護士 近藤 菜々子

弁護士 加毛 誠

号証	標目 原本・写しの別	作成年月日 作成者	立証趣旨
乙12 の1	豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例 写	H22 豊田市議会	総合計画以外の部門計画の策定、変更又は廃止についても議決事項としている条例の存在
乙12 の2	堺市議会の議決すべき事件等に関する条例 写	H22 堺市議会	協定及び提携の締結、変更及び廃止を議決事項としている条例の存在
乙12 の3	令和4年（常任）財政 市民委員会-12月09日- 記録 写	R4.12.9 札幌市議会	札幌市議会が、電力報償契約を解除する議決と電力報償契約に関する事項を市議会の議決すべき事件から除く条例改正をする議決をしたこと

乙12 の4	法務省のHP 写	H31.3 法務省	H30年4月1日に「札幌市議会の議決すべき事件に関する条例」に「電力報償契約の締結又は解除」が議決すべき事件として定められていたこと
乙13	逐条地方自治法 写	R7.6.30 佐藤文俊	一定期日までに議決を要する事件につき、やむを得ず当日に議会を招集して直ちに議決を行うことも、招集に応じ得る時間的余裕が十分に存する限りは適法であると解されていること
乙14	地方自治法概説 (第9版) 写	R3.3.10 宇賀克也	地方分権推進委員会第2次勧告で法第96条2項の積極活用が提唱されたこと、第29次地方制度調査会は、議会の監視機能を充実・強化する必要性を指摘したこと
乙15 の1	第28次地方制度調査 会第26回専門小委員 会次第 写	H17.9.5 第28次地 方制度調査 会専門小委 員会	第26回専門小委員会において、地方議会による執行機関に対する監視機能の充実強化が必要であるとの提言について、反対する意見はなかったこと、委員より各自治体が法96条2項において任意に議決事項を追加できるので法改正をするまでもないとの意見がなされていること

乙15 の2	第28次地方制度調査 会第26回専門小委員 会配布資料 地方議 会のあり方について(1 /4) 写	H17.9.5 第28次地 方制度調査 会専門小委 員会事務局	第26回専門小委員会の議題とし て「地方分権の推進に伴い、地方公 共団体の役割が拡大し、また住民へ の説明責任を果たすことがますます 重要となっていることから、執行 機関に対する監視機能の一層の充 実強化が必要ではないか」との提言 がなされていること
乙15 の3	地方の自主性・自律性 の拡大及び地方議会の あり方に関する答申に ついて 写	H17.12.9 第28次地 方制度調査 会	第28次地方制度調査会は、政府に 対し、「(地方議会の)執行機関に 対する監視機能についても、その一 層の充実強化が必要」と答申してい ること
乙16	第29次地方制度調査 会第4回総会議事次第 写	H21.6.16 第29次地 方制度調査 会	第29次地方制度調査会は、議会の 団体意思決定機能や監視機能の向 上策として、契約の締結及び財産の 取得または処分に係る議決につい ても「議会の監視機能を充実・強化 するためには、議決事件の対象につ いて条例で定めることができる範 囲を現行よりも合理的な範囲内で 拡大すべき」との答申を行ったこと 等
乙17	新地方自治講座第1巻 写	S50.6.10 久世公堯	我が国における地方自治制度の変 遷

乙18	地方自治発展史 写	R7.6.20 淵上俊則	我が国における地方自治制度の変遷
乙19	地方自治制度の沿革 現代地方自治全集① 写	S52.12.1 坂田期雄	戦後の地方自治制度改革の沿革
乙20	我が国の地方自治の成 立・発展 第5期 写	H22.3 松藤保孝	戦後の地方自治制度改革の沿革
乙21	地方自治の保障のグラ ンドデザイン 写	H16.2 全国知事会	戦後、憲法を制定するとともに地方自治制度改革を行うにあたり、日本政府と総司令部の意思に相違があったこと、十分な擦り合わせがなされないまま第一次地方制度改革が行われたこと等
乙22	地方議会の法構造 写	H18.2.1 駒林良則	地方議会は自治体の重要な政治的意思決定を行うための機関として想定されていること、地方議会は法第96条2項で条例という手段によって自らの議決権能を拡張できること等